

食品ロス削減環境大臣表彰募集要領

1. 表彰の目的

食品ロスの削減については「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの一つとされているなど、国際的にも重要な課題となっています。我が国においては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が施行され、令和2年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

食品ロスの削減のためには、一人一人が、この問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず、「行動」に移すことが必要です。そのため、食品ロス削減の機運の醸成を促進する観点から、「mottECO (モッテコ) *」、「フードドライブ」及び「食ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組に環境大臣賞を授与するものです。

なお、受賞した取組については、環境省における各種広報媒体や環境省ウェブサイト等において広く紹介する予定です。

* 「mottECO (モッテコ)」とは

環境省等は令和2年10月に、New ドギーバッグアイデアコンテストを開催し、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として「mottECO (モッテコ)」を選定しました。「もっとエコ」「持って帰ろう」という意味が込められています。

* 「フードドライブ」とは

家庭で余っている食べ物を回収拠点(自治体やスーパーなど)に持ち寄ったり、イベントなどで回収し、それらをフードバンクを通じるなどして、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者などに寄付する活動のことです。

2. 募集対象

募集対象はmottECO賞(部門A)、フードドライブ賞(部門B)及び食品ロス削減の取組賞(部門C)とします。

【部門A】 mottECO（モッテコ）賞

mottECO 取組事業者等（自治体等も含む。以下同じ）としてその取組が、他の事業者等の参考となる優良な事例として、以下のいずれかに該当する取組事例を募集します。

- (1) mottECO に関する普及啓発、教育及び推進等に関する取組
- (2) mottECO に関する調査・研究等の取組
- (3) mottECO に関する情報の収集及び提供等の取組
- (4) 食品ロス削減のための mottECO を活用した取組
- (5) 上記各号に準ずる先進的・画期的な取組

【部門B】 フードドライブ賞

フードドライブによる食品の回収量増加に向けた取組や持続可能なフードドライブのスキーム構築に向けた取組など、フードドライブの拡大・定着について先進的な取組事例として、以下のいずれかに該当する取組事例を募集します。

- (1) フードドライブに関する普及啓発、教育及び推進等に関する取組
- (2) フードドライブに関する調査・研究等の取組
- (3) フードドライブに関する情報の収集及び提供等の取組
- (4) フードドライブの取組促進のための仕組みを活用した取組
- (5) 上記各号に準ずる先進的・画期的な取組

【部門C】 食品ロス削減の取組賞

ナッジや食品に関する事業者による商慣習の見直しなど、先進的な食品ロス削減の取組事例として、以下のいずれかに該当する取組事例について募集します。

- (1) 食品ロス削減の取組(ナッジや食品に関係する事業者による商慣習の見直しを通じた消費者の行動変容の促進など)に関する普及啓発、教育及び推進等に関する取組
- (2) 食品ロス削減の取組(ナッジや食品に関係する事業者による商慣習の見直しを通じた消費者の行動変容の促進など)に関する調査・研究等の取組
- (3) 食品ロス削減の取組(ナッジや食品に関係する事業者による商慣習の見直しを通じた消費者の行動変容の促進など)に関する情報の収集及び提供等の取組
- (4) 食品ロス削減の取組(ナッジや食品に関係する事業者による商慣習の見直しを通じた消費者の行動変容の促進など)を活用した取組
- (5) 上記各号に準ずる先進的・画期的な取組

* 「ナッジ」とは…行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のことです。

3. 募集対象

審査の結果、優秀な取組に対し、各部門、大臣賞を授与し、公表します。賞金はありません。

これらについては、弊省の広報や啓発資材等で使用する場合があります。著作権の取扱いについては、応募規約の規定をよくお読みください。

4. 応募方法

いずれの部門も、応募は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

応募に当たっては、食品ロス削減環境大臣表彰推薦調書に必要事項を記入の上、以下のメールアドレスにご応募ください。

送付先：hairi-recycle@env.go.jp

応募をもって、応募規約に同意いただいたものとみなしますので、事前に応募規約をよくお読みください

そのほか、応募規約に沿って応募してください。

5. 応募締切り

令和3年9月15日（水）23時59分

6. 審査方法・発表

(1) 審査方法

応募取組については、審査委員会を開催し、部門ごとに大臣賞を決定します。

詳細は応募規約の「4. その他注意事項」を御参照ください。

(2) 発表

結果発表は、令和3年10月頃を予定しています。

大臣賞を受賞した取組については、弊省ウェブサイトやSNS等で公表することを予定しています。

7. 問合せ先

御不明な点については、以下までご連絡ください。

食品ロス削減環境大臣賞問合せ先：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 hairi-recycle@env.go.jp

審査基準

部門A mottECO（モッテコ）賞

項目	概要
効果及び波及・将来性	食品ロスの削減の取組が効果的かつ波及効果が期待できるものか。あるいは将来波及することが強く期待できるか。
実践性	取組が消費者や事業者等の行動の変化につながるものであるか。
貢献・成果	食品ロス削減推進の取組としての貢献、成果が顕著であるか。
具体性	取組範囲の広さ、地域における連携、地域の実情に応じた取組であるかなど、具体的な取組を行っているか。
先進性	取組が他に先んじて実施されたものか。他の個人、団体等のモデルとなり得る内容であるか。
継続性	今後、取組を継続させるための工夫をしているか。

部門B フードドライブ賞

項目	概要
効果及び波及・将来性	食品ロスの削減の取組が効果的かつ波及効果が期待できるものか。あるいは将来波及することが強く期待できるか。
実践性	取組が消費者や事業者等の行動の変化につながるものであるか。
貢献・成果	食品ロス削減推進の取組としての貢献、成果が顕著であるか。
具体性	取組範囲の広さ、地域における連携、地域の実情に応じた取組であるかなど、具体的な取組を行っているか。
先進性	取組が他に先んじて実施されたものか。他の個人、団体等のモデルとなり得る内容であるか。
継続性	今後、取組を継続させるための工夫をしているか。

部門C 食ロス削減の取組賞

項目	概要
効果及び波及・将来性	食品ロスの削減の取組が効果的かつ波及効果が期待できるものか。あるいは将来波及することが強く期待できるか。
実践性	取組が消費者や事業者等の行動の変化につながるものであるか。
貢献・成果	広く消費者や事業者等に受け入れられ、食品ロス削減に向けた一助となるか。
具体性	当該取組を実際に実践し、その効果が実証されているか。または、されうるものか。
先進性	取組が他に先んじて実施されたものか。他の個人、団体等のモデルとなり得る内容であるか。
継続性	今後、取組を継続させるための工夫をしているか。

応募規約

1. 応募について

(1) 応募の流れ

応募に当たっては、必要事項を記入の上以下のメールアドレスにご応募ください。

送付先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

hairi-recycle@env.go.jp

応募をもって、応募規約に同意いただいたものとみなします。事前に以下の規約をよくお読みください。

以下の場合、応募が無効となります。

- 本規約に反することが判明した場合。

(2) 応募に関する注意点

以下の内容を含まないこと。 これらを含む取組は審査対象外となります。

- 法令に違反するもの
- 暴力的・差別的・卑わいな表現を含むもの、犯罪を助長するもの又は公序良俗に反するもの
- 個人・企業・団体など他者の名誉・信用を毀損するもの又はプライバシーを侵害するもの
- 第三者の著作権、商標権、肖像権、そのほか知的財産権を侵害するもの
- 特定の企業の取組や商品などの宣伝又は政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝若しくは勧誘と認められるもの
- その他本表彰の趣旨に照らしてふさわしくない表現を含むもの

※応募取組の著作権等の権利の取扱いについては、「3. 著作権等について」をよくお読みください

2. 個人情報の取扱いについて

- (1) 弊省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び弊省ウェブサイトに掲載しているプライバシーポリシーに従い、応募者から頂いた個人情報を適正に管理し、本表彰以外に使用することはありません。
- (2) 応募者は、弊省が応募者に関する次の各号の情報について、①本表彰に関する連絡、及び②特定の個人を識別できない形での統計資料の作成のため、必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとします。
 - ・ 応募者が弊省に提供する氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス。
 - ・ その他本表彰に関し応募者が弊省に提供した情報に含まれる個人情報。
- (3) 前項に定める同意事項に関し、応募者が、その全部又は一部につき異議を述べる場合は、弊省は、当該応募者について審査通過を取り消すことがあります。

3. 著作権等について

- (1) 応募者は、応募取組が、自身で発案したものであって自身のみ著作権等の全ての権利が帰属するオリジナル取組であることとします。
 - ※ 特に、他のサイト、第三者のブログ等から、許可なく名称を使用することは、著作権等の権利の侵害に該当する可能性がありますので、ご遠慮ください。
 - ※ 権利侵害を主張する第三者との間の紛争には、応募者自らが対応することとし、環境省は一切の責任を負いません。環境省が損害を被った場合は、損害を賠償していただくこととします。
- (2) 応募者は、受賞したときは、本表彰の目的の範囲内で弊省が当該取組等を利用することがあること（弊省ウェブサイト、SNSで公表のほか、食品ロス削減全国大会等で展示等）についてあらかじめ許諾するものとし、その詳細については、入選後の弊省との協議により別途定めるものとします。

4. その他注意事項

- (1) 大臣賞については、表彰状を授与します。賞金はありません。
- (2) 本表彰は予告なく変更・中止することがありますのでご了承ください。
- (3) 弊省は、本規約について、本表彰の応募者の同意を得ることなく、期間を問わず本規約の内容を変更することができるものとし、変更後の本規約は方法のいかんを問わず、弊省が公表した時点で効力が生じるものとし、ます。
- (4) 本規約の規定又は公序良俗に違反する、他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為など、主催者が不適切と判断した場合、本表彰の審査通過を取り消すことがあります。
- (5) 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとし、ます。